

清谿園訪問看護ステーションおかめ会 サービス利用料金表

介護保険(要介護)・介護予防(要支援)給付サービス

●自己負担額は、自治体発行による負担割合証に基づきます。

◆訪問介護サービス費

【介護保険対象（要介護者）】

(Ⅰ)身体介護中心型	給付単位数	1日当たりの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
①20分未満	167 単位	1,670 円	167 円	334 円	501 円
夜間・早朝の場合(+25%)	209 単位	2,090 円	209 円	418 円	627 円
深夜の場合(+50%)	251 単位	2,510 円	251 円	502 円	753 円
②20分以上30分未満	250 単位	2,500 円	250 円	500 円	750 円
夜間・早朝の場合(+25%)	313 単位	3,130 円	313 円	626 円	939 円
深夜の場合(+50%)	375 単位	3,750 円	375 円	750 円	1,125 円
③30分以上1時間未満	396 単位	3,960 円	396 円	792 円	1,188 円
夜間・早朝の場合(+25%)	495 単位	4,950 円	495 円	990 円	1,485 円
深夜の場合(+50%)	594 単位	5,940 円	594 円	1,188 円	1,782 円
④1時間以上1時間30分未満	579 単位	5,790 円	579 円	1,158 円	1,737 円
夜間・早朝の場合(+25%)	724 単位	7,240 円	724 円	1,448 円	2,172 円
深夜の場合(+50%)	869 単位	8,690 円	869 円	1,738 円	2,607 円

(Ⅱ)生活援助中心型	給付単位数	1日当たりの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
①20分以上45分未満	183 単位	1,830 円	183 円	366 円	549 円
夜間・早朝の場合(+25%)	229 単位	2,290 円	229 円	458 円	687 円
深夜の場合(+50%)	275 単位	2,750 円	275 円	550 円	825 円
②45分以上1時間未満	225 単位	2,250 円	225 円	450 円	675 円
夜間・早朝の場合(+25%)	281 単位	2,810 円	281 円	562 円	843 円
深夜の場合(+50%)	338 単位	3,380 円	338 円	676 円	1,014 円

夜間 (18:00～22:00)

早朝 (6:00～ 8:00)

深夜 (22:00～ 6:00)

2人派遣の場合・・・所定料金の100%増し

【介護予防対象（要支援者、事業対象者）】

○予防型訪問介護(従前相当)

※1月につき	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
週に1回程度ご利用	1,176 単位	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
週に2回程度ご利用	2,349 単位	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
週に2回程度ご利用を超える	3,727 単位	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

○生活支援型訪問介護(基準緩和型)

※1月につき	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
週に1回程度ご利用	929 単位	9,290 円	929 円	1,858 円	2,787 円
週に2回程度ご利用	1,858 単位	18,580 円	1,858 円	3,716 円	5,574 円
週に2回程度ご利用を超える	2,787 単位	27,870 円	2,787 円	5,574 円	8,361 円

◆その他

【介護保険(要介護者)・介護予防対象(要支援者、事業対象者)】

※初回のみ	給付単位数	1月当たりの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
初回加算	200 単位	2,000 円	200 円	400 円	600 円

※当事業所を初めて利用される場合や過去2ヶ月間利用がなく再開した場合等に1回加算されます。

※生活支援型訪問介護(基準緩和型)のご利用者は対象外。

◆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

【介護保険(要介護者)・介護予防対象(要支援者、事業対象者)】

※1ヶ月あたりの総単位数に、**13.7%**を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

※生活支援型訪問介護(基準緩和型)のご利用者は対象外。

◆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

【介護保険(要介護者)・介護予防対象(要支援者、事業対象者)】

※1ヶ月あたりの総単位数に、**4.2%**を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

※生活支援型訪問介護(基準緩和型)のご利用者は対象外。

◆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に**0.1%**加算されます。